

令和6年度 重層的支援体制整備事業の実施について

これまで解決が困難であった、ごみ屋敷、ひきこもり、ヤングケアラーといった、複雑化・複合化した住民の困りごとに対応するため、包括的相談窓口の運用及び多機関協働事業での重層的支援会議の実施等により、解決に導く取り組みを開始します。

1 開始時期

令和6年11月1日(金)

2 事業概要

①包括的相談窓口（委託先：島田市社会福祉協議会）

既存の相談窓口がない「制度の狭間の問題」を抱えた住民の相談対応のほか、解決困難な課題を抱えた支援機関の相談に応じます。

また、「ガイドライン(判断基準)」では、既存の相談窓口から多機関協働事業へつなぐフローチャート、統一的な受付シートや各窓口の業務内容などを掲載しています。このガイドラインを活用することによって、既存の相談窓口も「包括的相談窓口」の一つとして機能することになります。

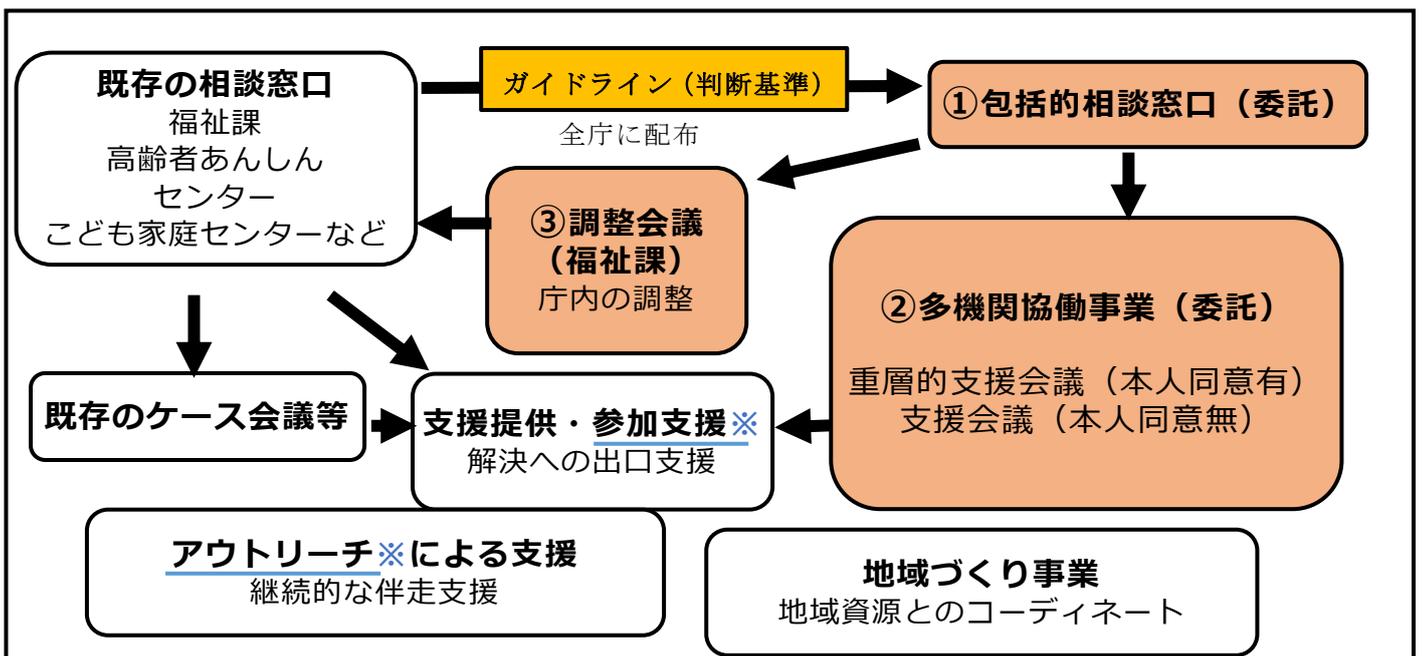
②多機関協働事業（委託先：島田市社会福祉協議会）

市の関係課だけでなく外部の関係機関もメンバーとする重層的支援会議を開催し、課題の解きほぐしを行い、支援プランを作成し、関係機関の役割分担を行って支援につなげます。

③調整会議（福祉課）

多機関協働事業に該当せず、市の関係課だけで対応できると判断された事例について、関係課連携や調整を行います。

3 島田市の重層的支援体制の全体像



※令和7年度から実施予定

4 各事業の詳細

①包括的相談窓口

項目	内容
概要	制度の狭間に該当するなど、市の既存の相談窓口がない福祉の相談を受け付ける※
設置場所	島田市役所 1階 福祉相談コーナー
受付時間	午前9時から午後5時まで

※既存の相談窓口がある相談はこれまでどおり担当所属で受付を行う。

②多機関協働事業

項目	内容
概要	多様な分野にまたがる複雑な課題を含む相談事案について、市の関係する所属や民間の関係機関により構成する会議を開催し、課題の解きほぐしを行い、関係機関の役割分担を含む支援プランを作成する。 支援体制のモニタリングを継続し、課題の終結まで支援を実施する。
対象案件	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>単一の窓口では対応しきれず、かつ自分たちの支援のネットワークを活用しても対応できない事案</u> ・<u>近い将来に状況の悪化が予見される、又は支援が必要と見込まれる事案</u>
開催頻度	定例会議：1回／月 臨時会議：事案件数や個別事案の緊急度などの必要に応じて開催

③調整会議

項目	内容
概要	庁内の複数所属が関わる相談事案について会議を開催し、各所属の役割分担を決定する。
対象案件	複数の所属が関わる事案で、各所属の役割分担を調整することで課題の解決が見込まれる事案
開催頻度	必要に応じて開催